る公告を行う場合にあっては、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限る。）は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社又は承継会社等（吸収分割承継会社又は新設分割設立会社をいう。以下同じ。）のいずれか一方に対してしか債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、分割会社及び承継会社等の双方に対して、分割会社が会社分割の効力が生じた日に有していた財産の価額又は承継会社等が承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができることとした。（第七五九条第二項及び第三項、第七六一条第二項及び第三項並びに第七六六条第二項及び第三項関係）

(二) 詐害的な会社分割における債権者の保護

(1) 分割会社が承継会社等に承継されない債務の債権者を害することを知って会社分割をした場合には、当該債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができることとした。（第七五九条第四項～第七項、第七六一条第四項～第七項、第七六四条第四項～第七項及び第七六六項第四項～第七項関係）

(2) 事業譲渡についても、(1)と同様の規定を設けることとした。（第二三条の二関係）

20 組織再編等の差止請求

吸収合併等が法令又は定款に違反する場合等において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、当該株主は、株式会社に対し、当該吸収合併等をやめることを請求することができることとした。（第七八四条の二、第七九六条の二及び第八〇五条の二関係）

21 準備金の計上に関する特則

分割会社が会社分割の効力発生日等に剰余金の配当（配当財産が承継会社等の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合には、第四四五条第四項の規定は、適用しないこととした。（第七九二条及び第八一二条関係）

22 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができることとした。（第八三一条第一項関係）

23 株主代表訴訟の原告適格の拡大等

(一) 旧株主による責任追及等の訴え

(1) 株式交換等の効力が生じた日の六箇月前から当該日まで引き続き株式会社の株主であった者（以下「旧株主」という。）は、当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、株式交換等により完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するときは、責任追及等の訴え（当該株式交換等の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。）の提起を請求することができることとした。（第八四七条の二第一項及び第三項～第五項関係）

(2) 公開会社でない株式会社における(1)についての規定の適用、旧株主による責任追及等の訴えの提起及び不提訴理由の通知について、第八四七条第二項から第五項までに相当する規定を置くこととした。（第八四七条の二第二項及び第六項～第八項関係）

(3) 適格旧株主（(1)の請求をすることができることとなる旧株主をいう。以下同じ。）がある場合において、(1)の責任又は義務を免除するときにおける規定を設けることとした。（第八四七条の二第九項関係）

(二) 最終完全親会社等の株主による責任追及の訴え

(1) 六箇月前から引き続き株式会社の最終完全親会社等（当該株式会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないものをいう。以下同じ。）の総株主の議決権の一〇〇分の一以上の議決権等を有する株主は、当該株式会社に対し、特定責任に係る責任追及等の訴え（以下「特定責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができることとした。（第八四七条の三第一項～第三項関係）

(2) (1)の「特定責任」とは、当該株式会社の発起人等（発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等又は清算人をいう。）の責任の原因となった事実が生じた日において当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の五分の一を超える場合における当該発起人等の責任をいうこととした。（第八四七条の三第四項関係）

(3) 公開会社でない最終完全親会社等における(1)についての規定の適用、最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴えの提起及び不提訴理由の通知について、第八四七条第二項から第五項までに相当する規定を置くこととした。（第八四七条の三第六項～第九項関係）

(4) 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときにおける規定を設けることとした。（第八四七条の三第一〇項関係）

(三) 適格旧株主及び最終完全親会社等の株主による訴訟参加等

適格旧株主又は最終完全親会社等の株主による責任追及等の訴えに係る訴訟への参加等に関する所要の規定を設けることとした。（第八四九条関係）

(四) (一)(1)の完全親会社等又は最終完全親会社等による責任追及等の訴えの提起等におけるこれらの会社の代表

(1) (一)(1)の完全親会社等又は最終完全親会社等である監査役設置会社が一定の責任追及等の訴えを提起する場合等には、監査役が監査役設置会社を代表することとした。（第三八六条関係）

(2) 監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社についても、(1)と同様の規定を設けることとした。（第三九九条の七及び第四〇八条関係）

(五) 適格旧株主等の権利の行使に関する利益の供与の禁止

株式会社は、何人に対しても、適格旧株主の権利又は最終完全親会社等の株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならないこととするとともに、所要の罰則規定を設けることとした。（第一二〇条第一項、第九六八条第一項並びに第九七〇条第一項及び第三項関係）

(六) 責任の一部免除に係る手続の特則

株式会社に最終完全親会社等がある場合における特定責任の免除等に関する規定を設けることとした。（第四二五条第一項、第四二六条第七項、第四二七条第四項関係）

(七) その他の規定の整備

適格旧株主又は最終完全親会社等の株主による責任追及等の訴えの訴訟の目的の価額の算定、責任追及等の訴えに係る和解の手続等について、所要の規定を設けることとした。（第八四七条の四、第八四八条、第八五〇条、第八五二条、第八五三条等関係）

24 監査役の監査の範囲に関する登記

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めがある旨を登記事項に追加することとした。（第九一一条第三項第一七号関係）

25 その他

この法律の施行に伴う所要の経過措置に関する規定等を設けることとした。（附則第二条～第二五条関係）

26 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第九一号）（法務省）

1 会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか九五の関係法律について規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2 この法律は、一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇建築士法の一部を改正する法律（法律第九二号）（国土交通省）

1 建築設備士の定義

建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者を「建築設備士」ということとした。（第二条第五項関係）

2 書換え交付の申請

建築士は、建築士免許証等に記載された事項等に変更があったときは、書換え交付を申請することができることとした。（第五条第三項及び第一〇条の二の二第四項関係）